

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再設測量（四級基準点測量二点）

三 作業地域

川越市上戸新町

四 作業期間

令和二年十一月十三日から令和三年三月十九日まで